

取扱区分：公開

令和5年第6回

蓮田市農業委員会総会議事録

【注】 発言内容については、その要旨を掲載しています。ただし、発言そのものの記載ではありません。

この公開用議事録は、個人情報に関連すると思われる部分等については、●で消しています。

〔日 時〕 令和5年6月26日（月）

〔場 所〕 市役所西棟3・4会議室

令和5年第6回 蓮田市農業委員会総会議事録

蓮田市農業委員会（会長）萩原 和夫は、令和5年第6回蓮田市農業委員会総会を市役所西棟3・4会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 開催日時 令和5年6月26日（月） 午後2時00分

2 閉会日時 令和5年6月26日（月） 午後5時00分

3 出席委員（13人） ※番号は議席番号

1 番 萩原 和夫	2 番 門井 隆	3 番 常見 淳	4 番 野口 勇
6 番 齋藤 博司	7 番 高橋 建一	8 番 寺田 進	9 番 岩崎 久
10 番 山本 寿一	11 番 吉岡 政広	12 番 杉崎 國昭	13 番 原田 順一
14 番 竹内 幸男			

4 欠席農業委員（1人）

5 番 田鍋 光男

5 出席推進委員（5人） ※（ ）内は担当地区

（平野）渋谷 悟 （平野）山口 実 （蓮田）増田 雅暢 （蓮田）山口 恵司
（黒浜）小澤 はつ江

6 欠席推進委員（1人）

（黒浜）新井 仁

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地利用集積計画の利用権設定について

議案第2号 農用地利用配分計画案の作成に対する意見について

議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第5号 生産緑地法第17条の2の規定に基づく生産緑地の買取り申出に係るあっせんについて

報告 1 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

報告 2 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について

報告 3 農地法第4条第1項第9号の規定による届出の受理について

報告 4 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について

8 出席した農業委員会事務局職員（3人）

事務局長 中里 幸雄
事務局 野村 知代
事務局 田嶋 諒大

9 傍聴人（0人）

なし

10 会議の概要

（事務局）

ただ今より、令和5年第6回蓮田市農業委員会総会を開催いたします。

開会にあたりまして、萩原会長よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

（会長）— 会長挨拶 —

（事務局）

ありがとうございました。以後の進行は、会議規則により萩原会長にお願いいたします。

（議長）

初めに、令和5年5月25日に開催いたしました令和5年第5回農業委員会総会の議事録（案）の記載内容につきまして確認をさせていただきます。委員の皆様には、議事録（案）を事前に送付させていただいておりますので、議事録（案）の内容を確認していただいていることと存じます。内容に問題がなければ、この場でご署名をいただき、議事録とさせていただきます。

委員の皆様に伺います。何か修正の必要な箇所はございますか。

— 議事録の確認 —

（議長）

それでは、私の署名に続き、●●●●、●●●●お願いいたします。

続きまして、本日の農業委員の出欠状況につきまして、報告いたします。

本日は、●●●●から欠席との連絡がございました。

従いまして、出席委員は14名中 13名でございます。総会に必要な定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

また、推進委員の出席状況でございますが、●●●●より欠席の連絡がございました。

従いまして、推進委員の出席は、5名となっております。

次に、本日の会議の議事録署名人の指名をいたします。

●●●●、●●●●をお願いいたします。

ただ今から、議事に入ります。本日の提出議案につきましては、事前に配布させていただきました議案書のとおりでございます。また、報告案件につきましても、議案書のとおりでございます。

よって、農地法などの法令許可等に関する議案は、議案第1号から議案第5号でございます。また、報告案件は、報告1から報告4でございます。

本日も、審議案件が大変多いことから時間短縮のため、各委員及び事務局からの説明等、最低限に割愛させていただきたいと存じます。ご理解、ご協力等よろしくお願いいたします。

初めに、議案書1ページ、議案第1号「農用地利用集積計画の利用権設定について」でございます。

議案第1号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第1号、議案書朗読 —

(議長)

議案第1号、新規設定の番号1につきまして担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

議案第2号と関連があるため、まとめて説明いたします。

渡人に直接、お話を伺いました。受人は、自家用野菜を作るために、近い所でまとまった土地を借りたいということで、申請に至ったとのこと。

農林公社の方を通し、受人が借りる形になっております。

問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

(委員)

受人は何歳くらいでしょうか。

(委員)

おそらく●●歳です。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第 1 号、新規設定の番号 1 につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第 1 号、新規設定の番号 1 につきましては、承認することといたします。

次に議案書 2 ページ、議案第 2 号「農用地利用配分計画案の作成に対する意見について」につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第 2 号、議案書朗読 —

(議 長)

こちらについては、先ほど担当委員さんからご説明いただいております。事務局より補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第 2 号、新規設定の番号 1 につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第 2 号、新規設定の番号 1 につきましては、承認することといたします。

次に、議案書 3 ページ、議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の許可について」でございます。

議案第 3 号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第 3 号、議案書朗読 —

(議 長)

次に議案第3号、番号1につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

渡人ご本人がいらっしゃらなかったため、お母様とお話しました。事実上、お母様が農地を管理されていましたが、現在は受人に田を貸して耕作していただいている状態だそうです。

渡人は、今後高齢となり管理できなくなるため、受人に譲り受けてもらえないかと申し出た結果、受人が買い取るということで申請に至りました。

受人としては、今まで借りていた土地を購入して継続的に管理するということで、問題はないと思います。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の1ページをご覧ください。

全部効率利用要件について説明いたします。土地の状態から一部、どうしても耕作ができない場所があるということを受人及び地域の方々から伺っております。こちらについてはやむを得ないという判断をしておりますが、それ以外の土地については、全て耕作を確認しております。

農作業常時従事要件については、ご本人200日以上、お父様150日以上、お母様30日以上ということで、年間150日以上耕作していることを確認しております。

地域との調和要件として、現況 田、取得度の計画も田となっております。

その他ですが、自作地●●●●㎡、申請地●●●●㎡、合計●●●●㎡となります。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第3号、番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第3号の番号1につきましては、承認することといたします。

次に議案第3号、番号2につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

受人のご自宅が申請地近くにあるということで、申請地で家庭菜園のようなことをしていきたいというお話を伺いました。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の３ページをご覧ください。

全部効率利用要件については、全て耕作を確認しております。

農作業常時従事要件については、ご本人３００日以上、奥様３００日以上、次男１１０日以上、長女１６０日以上ということで、年間１５０日以上耕作を確認しております。

地域との調和要件については、現況 畑、取得度の計画も畑となっております。

その他、今回受人の自作地、借受地は０ですが、以前から申請地の農地を所有者の方からお借りして、耕作されていたという話を伺っております。

補足説明資料の４ページ下の地図をご覧ください。申請地●●●●の北側●●●●が受人のご自宅になっており、ご本人のお話によると、住宅を購入された際に畑も一緒に購入されたそうで、その時から２０年以上、こちらの土地と一緒に使わせていただいているということです。

現地も耕作をされているため、問題ないと考えます。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

農作業常時従事日数について、家庭菜園にしては随分多いと思われますが、何か理由がございますか。また、受人の年齢を教えてください。

(事務局)

ご本人は●●歳です。

ご本人からの申告なのですが、主に家庭菜園で自分達の食べる分を作っているということです。何時間以上従事したら一日としてカウントするという決まりがないため、自宅前の畑で毎日何かしらの作業をされている場合、日数としては多くなります。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第 3 号、番号 2 につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第 3 号の番号 2 につきましては、承認することといたします。

次に議案書 4 ページ、議案第 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の許可について」でございます。

議案第 4 号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局)

— 議案第 4 号、議案書朗読 —

【備考】

- ・番号 1：開発許可の見込みがたっていないため、審議を見送る。
- ・番号 3：渡人はお亡くなりになっている。相続代理人は、●●●●さん。
- ・番号 3：●●●●は、今回の該当地ではないため、削除。
- ・番号 3：渡人、●●●●さんは、記載された住所から転居している。
現住所は、●●●●●●●●。

(議 長)

初めに議案第 4 号、番号 1 でございますが、この案件につきましては、ただ今事務局から説明がありましたとおり、今月も審議は見送りとさせていただきます。

次に議案第 4 号、番号 2 につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

先日、譲受人の代表者にお話しを伺ったところ、申請理由としては前回と同様、現況が休耕地となっており、このままだと荒廃地になってしまうと思い、農地改良を行い畑として利用したいということでした。

なお、農地改良工事完成後は、第 4 期目と同様に地元の●●●●さんが管理し、麦の作付けを計画しているそうです。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料 3 ページをご覧ください。

農業振興地域内の農地で、適合証明の添付を確認しております。

申請地の概要は、第 1 種農地(おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内に

ある農地)です。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画については、上水はなし、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水はありません。

その他、第1期、第2期、第3期、第4期に続く農地改良申請で、6月1日に現地確認済みです。完了後2年間は土づくり、3年目に土地所有者の一人が麦を作付けする計画となっております。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第4号、番号2につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第4号、番号2につきましては、承認することといたします。

次に議案第4号、番号3につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

ー 所在地についての説明 ー

この辺は、おそらく譲受人が管理しており、ひまわりが蒔かれています。以前、ひまわり祭りを行った際に渋滞が発生し、近隣住民から苦情が入ったため、ここ2～3年は実施しなかったのですが、今年からまた始めるようです。今度は、駐車場スペースと、番号4にあるように飲食スペースを確保するそうです。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の5ページをご覧ください。

農業振興地域内の農地で、適合証明の添付を確認しております。

申請地の概要は、第1種農地(おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地)です。

申請理由は、ひまわり畑見学者用の無料駐車場の一時転用ということで、資金計画は事務局の方で確認済みです。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

一時転用とありますから、期間付きの承認ということですか。

(事務局)

許可を受けてから2ヶ月の間、事前に草を刈り、ラインカー等で駐車場の枠を作ったりすると聞いています。その後すぐに農地に復元していただきます。そこまで2ヶ月間と聞いています。

(事務局)

今回は一時転用ということで、花が咲いている期間だけの来場者用駐車場確保ということで申請があがってきております。今後も同様に、花の開花時期だけ一時転用としてあがってくると伺っています。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第4号、番号3につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第4号、番号3につきましては、承認することといたします。

次に議案第4号、番号4につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

こちら番号3と同様、以前、ひまわり祭りをした際、飲食できるスペースがなかったため、改めて申請されたものです。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の7、8ページをご覧ください。

農業振興地域内の農地で、適格証明の添付を確認しております。

第1種農地(おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地)です。
資金計画は、造成のため発生いたしません。
キッチンカーで飲食物の販売を行うと聞いております。
給排水計画については、上水はなし、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水は発生しません。

6月1日に現地確認済みです。

(議長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第4号、番号4につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第4号、番号4につきましては、承認することといたします。

次に議案第4号、番号5と番号6につきましては、関連がありますので、併せまして担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

ー 所在地についての説明 ー

先日、譲渡人にお話しを伺いました。番号5の譲渡人としては、番号6の土地を売られてしまっただけで番号5の土地の使い道がなくなってしまうため、一緒に農地転用をお願いしたそうです。

レンタカーの駐車場にするそうです。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

ご説明がありましたように、番号5と番号6については関連がございますので、同じ説明となります。

申請地は、農業振興地域外の農地になります。

申請地の概要としては、第2種農地(農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地)です。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画については、上水はなし、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水は発生しません。

互いに隣接する、●●●●●●●と●は一体使用となります。

資金計画調達計画は、番号5と番号6の合算となります。6月1日に現地確認いたしました。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

譲受人は現在、どこで商売をされているのですか。

(委 員)

●●ではないでしょうか。現在、借りている駐車場を返却しなければならず、申請地である代替地へ移すようです。

(委 員)

●●の近くには、代替地がなかったのでしょうか。

(事務局)

譲受人であるレンタカー屋さんの住所は、●●●●●●●●ですが、既存の駐車場は、●●●●●●●●になります。そこから今回の申請地へ移すこととなります。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第4号、番号5と番号6につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第4号、番号5と番号6につきましては、承認することといたします。

次に議案第4号、番号7につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

ー 所在地についての説明 ー

番号7について説明いたします。

この案件は、昨年4月の第4回総会の時に「農用地区域からの除外について」の議案の一つとして挙げたものです。

受人のお宅は、明治の頃にご先祖が渡人のご先祖から土地を譲り受け、農家住宅を構えて生活してきました。受人と渡人のお宅は、本家と分家の関係にあります。

先日、●●●●さんにお話しを伺いました。●●●●さん宅は、●さんのご先祖の代から、市道から宅地まで幅2.4m、延長約40m位の進入路があったようですが、●●市道として道路認定されておらず、建築基準法上は法定外公共物になるようです。よく赤道とか里道と呼ばれる場合もあります。この認定外道路ですが、●●市の市有地としてだいたい前に舗装されており公共下水道管が埋設され、公共下水道マンホールの少し先、●●●●さんの宅地部に汚水桝が設置されています。

●●●●さんは、数年前に長女ご夫婦の住まいを母屋に増築する際に、宅地の市道への接道の関係で、つまり進入路の幅員が狭いので火災などの時に緊急車両が入れないなどの問題があり、建築許可申請の手續上だいたいご苦労があったようです。

このような事から、●●市道への接道要件である宅地幅2mを満たし、また将来的に現在の住まいの建て替えなども考えて、本家の●●●●さん宅から農地の一部を譲り受けることになったとの事です。

農用地区域内農地から除外され、今後さらに農地の転用許可が下りると、外見上の進入路は、幅員2.7mの認定外道路と、幅員2.0mの●●●●さんの私有地（宅地）で構成され、緊急車両の進入も容易になると思われます。宅地全体を見ると、形状的には接道2mを持つ旗竿地になります。

なお、5条許可申請の対象となる●●●●さんの2筆の農地は、現在畑として良好に耕作されています。事前着工はありません。

以上です。事務局に補足説明をお願いします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料13、14ページをご覧ください。

農業振興地域内の農地で、除外証明の添付を確認しております。

申請地の概要ですが、申請地は●●●●ではなく、●●●●の地内です。資料の訂正をお願いいたします。第1種農地(おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地)です。

資金計画は、事務局の方で確認済みです。

給排水計画については、上水はなし、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水は発生しませ

ん。

全体面積は宅地と一体の利用で、面積を表記してあります。6月1日現地確認しております。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第4号、番号7につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第4号、番号7につきましては、承認することといたします。

次に議案第4号、番号8につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

ー 所在地についての説明 ー

申請地は、譲受人の事務所のすぐ前の土地になりますが、以前から事務所と一緒に借りておりました。不動産屋を通して買ってくれないかという要望があり、ちょうど駐車場や資材置き場が不足していたため、今回の購入となりました。

申請地は畑ですが管理されており、問題はないかと思います。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料15、16ページをご覧ください。

農業振興地域外の農地です。

申請地の概要は、第2種農地(農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地)です。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画については、上水はなし、雨水は隣地面に平場を設け流出防止、敷地内浸透処理、汚水・雑排水は発生しません。

隣接地(地目:宅地)●●●●●●●●は、自宅兼事務所です。6月1日現地確認しております。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第4号、番号8につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第4号、番号8につきましては、承認することといたします。

次に議案書7ページ、議案第5号「生産緑地法17条の2の規定に基づく生産緑地の買取り申出に係るあっせんについて」でございます。

議案第5号につきまして、事務局から朗読及び説明をいたします。

(事務局) — 議案第5号、議案書朗読 —

(議 長)

ただ今の事務局からの説明等につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

こちらは、みどり環境課から依頼された議案だと思います。買取希望価格の書き方について、今までは土地全体の総額が記載されていましたが、今回は坪いくらかという書き方をされています。以前には、㎡いくらかという書き方もありました。

これは、生産緑地を買い取ってほしいという売主さんのお考えが反映された表現ですか。それとも、みどり環境課と地主さんの方でこのようにされたのでしょうか。書き方は、統一されたものではないのでしょうか。

(事務局)

こちらについては、みどり環境課から依頼された際の希望価格の部分をそのまま記載しています。今までは㎡いくらかであったり、全体でいくらかという書き方でしたが、今回は坪あたりという書き方でしたので、そのまま載せさせていただきました。

一応、事務局の方で1坪3.3㎡ということで計算すると、約450.6坪、金額にすると約●●●●●円となります。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第5号、番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第5号、番号1につきましては、承認することといたします。

ここで、暫時休憩します。

— 休 憩 —

(議 長)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、議案書8ページ以降の 報告1から報告4につきまして、事務局より朗読と説明をいたします。

(事務局) — 報告1から報告4、議案書朗読 —

(議 長)

ただ今、朗読いたしました、報告1から報告4につきまして、質問などがありましたら、挙手をお願いいたします。

(委 員)

「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」という資料(3)新規参入の促進 という箇所、令和4年度新規参入者として3経営体と記載がありますが、その3経営体の名前を教えてください。

(事務局)

お1人目が、●●委員さんに農地のあっせんを依頼していた●●さんという方で、●●の●●●●の前の土地を紹介してブルーベリー栽培をされています。

もう1人が、●●さんという方で、●●と●●の農地を紹介させていただき、利用権設定をした方です。

最後の1人が、●●の●●●●の近くでいちごを栽培されている●●さんという女性の方です。この3名を令和4年度に参入した方ということで、集計させていただきました。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

よろしいですか。

特に質問等が無いようですので、報告事項は終わります。

本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了いたしました。

この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

他に何かございますか。

「なし」の発言。

(議 長)

よろしいでしょうか。

本日は、委員皆様の慎重なる審査とご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

— 事務局からの連絡・報告事項 —

(事務局)

閉会の言葉を、副会長よりお願いいたします。

(副会長) — 副会長挨拶 —